

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日発行）

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷三十四第

行發日一月二十年一十和昭

## 論叢

地方税としての土地家屋税……………法學博士 神戸正雄

生産期間について……………文學博士 高田保馬

簿記と取引……………經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

百貨店法の制定……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

資本維持と金融統制……………經濟學士 一谷藤一郎

比較生産費説の近代的形態……………經濟學士 松井清

## 說苑

客觀主義保險價額説に於ける動搖……………經濟學士 佐波宣平

收益法則の一解釋……………經濟學士 山岡亮一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第四十三卷總目錄

(禁轉載)

## 時論

# 百貨店法の制定

谷 口 吉 彦

### 目次

- 一、小賣店救済の立場
- 二、百貨店擁護の立場
- 三、消費者保護の立場
- 四、社會的機能の立場
- 五、諸法案の内容
- 六、批判および修正その一
- 七、批判および修正その二
- 八、結論—要綱試案

## 一、小賣店救済の立場

百貨店法の制定は今や避くべからざる社會情勢にあるものゝ様である。吾々もまた必ずしもこの法の制定に反對するものではないが、併し今日までに發表せられた多數の法案の中には、社會公正上より見て餘りにも極端なる立法を意圖せるものもあり、従つてまた法案に對する批判または反對論の中にも、かゝる極端なる法案を唯一の對象として論議するものも少くない。この種の反對論は、穩健中正なる立法案に對しては、有力なる根據を有し得ざるものであるが、然らばその穩健中正なる百貨店法とは如何なるものか、またそれは如何なる見地において立案せられ、如何なる根據において主張され得るか、この機會において一應の考察を加へたいと思ふ。

何よりも根本的な問題は、百貨店法制定の根本的見地にある。即ち百貨店法は如何なる見地または何者の立場から、何を目標として制定されんとしつゝあるか、また制定さるべきかと言ふ問題これである。この點に就て多くの法案は必ずしも自己の立場を明確に意識してはゐないが、併し立案者の社會的・客觀的存在は、多くの場合その法案の根本的見地を必然的に規定することゝなる。いま現實に問題とされてゐる諸法案の立場に就いて見るに、およそ次の三つの立場が區別される様である。

第一は小賣店救濟の立場である。今日すでに發表されてゐる百貨店法案は、小賣店の團體組織たる商店會聯盟の提案に係るものは勿論、その他の方面から提案されてゐるものでも、多分に小賣店救濟の立場にあるものゝ多いのは、この法案の醸成さるゝに至つた社會經濟情勢より來る必然の結果である。<sup>1)</sup> 即ち法案の最初に現はれた昭和七年は、世界恐慌と解禁恐慌の二重の襲來に加ふるに、百貨店および産業組合の著しき進出となり、小賣店窮迫の最も甚だしかつた時代である。百貨店もまた多少は賣上減退を來たしつゝあつたけれども、その程度においては一般經濟界ことに小賣店の打撃に比較して殆んど問題とならず、最近の躍進時代に先だつ數年間は、相對的には殆んど百貨店全盛時代を現出してゐた。之と顯著に對照させられた小賣店の窮迫は、固より種々の原因によるものではあるが、併し百貨店の繁榮より來る打撃もまた決して些少ではなかつた。この事實は何人も卒直に認める所である。かくの如き情勢に於て成立した百貨店法案が、多

1) 平井泰太郎氏、百貨店の自制と抑制（國民經濟雜誌第五十四卷第四號）p. 79  
—82—  
小林行昌氏、百貨店法案の檢討（早稻田商學第十二卷第二號 p. 232—）

分に小賣店救済の意味を有つべきこともまた明らかである。而してこの立場に出發する法案は、また必然に百貨店壓迫法案の内容を有つこととなる。現に一部の法案の中には、極端に百貨店を壓迫しその營業を抑壓せんとする意圖さへ窺はれるのは此の故である。

吾々はこの立場にもまた一應の根據を認めるものである。如何に營利企業の自由競争を是認する今日の社會と雖も、巨大な一資本の營利のために、幾千百の國民がその生業を奪はるとせば、之をそのままに放任して差支ないとは考へられない。國民多數の生業のために、何等かの方策を考へねばならぬことは言ふまでもない。併しながら小賣店救済のために百貨店壓迫を立法したとしても、果して所期の効果を之に期待しうるか甚だ疑問である。また假りに小賣店窮迫の總ての原因が百貨店より來り、従つて之を壓迫することによつて小賣店の窮迫を救済し得たとしても、廣く社會經濟上または國民生活上より見て、それが果して許さるべきか否かは、全く別の問題である。吾々は今日の小賣店問題に對して、十分の同情を以つて眞劍にその更生策を考へねばならぬと思ふ者ではあるが、併しそれは積極的・合理的なものでなければならず、進歩的な百貨店までも壓迫して自ら之に代らんとするが如きは合理的でない。即ち百貨店法案を小賣店對策の立場より立案することは、一應の根據を有するものではあるが、併しこの立場のみから極端な壓迫法案を立案するが如きは、之を認めることは出来ない。之によつて小賣店救済の効果は十分に期待されざるのみならず、更に廣き國民消費大衆の立場と矛盾するに至るからである。

## 二、百貨店擁護の立場

第二は百貨店擁護の立場である。百貨店法案は一面に於ては、かの昭和七年八月の「自制協定」に出發するとも言へる<sup>2)</sup>。この自制協定は翌八年八月より法的根據を有する『日本百貨店商業組合』の營業統制規程となり、現に加盟百貨店の間に行はれつゝある。その内容はほゞ穩健なる百貨店法案の内容に近きものであるが、たゞ任意團體たる商業組合の内部規程と、法律による一般的規定との間には、形式上に著しき相違あることは言ふまでもない。

さて自制協定たると營業統制規程たるを問はず、その内容は主として自由營業および自由競争の制限であるから、之を既存の大百貨店の立場から見れば、その既得營業權の擁護を意味することゝなる。この意味では百貨店法案は百貨店擁護の立場に於ても考へらるゝものである。勿論かの自制協定の如きは、一方には確かに之によつて反百貨店運動の氣勢を殺ぎ、壓迫的な百貨店法の成立を牽制せんとしたことも事實であるが、併し他方にはまた百貨店自らの立場から、かゝる自制協定を有利とする事情もあつた。例へば出張販賣の禁止・支店分店の新設禁止・過當サービスの廢止・無料配達の制限等は、寧ろ百貨店自身の利益のために行はれたものと言はれてゐる。同じ事情は百貨店法案の内容の中にも少なからず包含されてゐる。蓋し吾國の大都市に於ては、百貨店は既にほゞ飽和點に達したと言はるゝに拘らず、新たな大規模百

2) 小林行昌氏、百貨店法案の檢討(早稻田商學第十二卷第二號) p. 245.

貨店が續々と新設せらるゝに於ては、必然に自滅的競争に導くの外ないから、之を既存の程度に制限せんとする法案は、同時に彼等の存続を保證することゝなるからである。この點に於て百貨店法案に對する百貨店側の利害關係は、必ずしも一致するものにあらず、既に發展の限度にまで發展して、將來における擴張の餘地少き大百貨店と、寧ろその發展を將來に期待する中小百貨店または新百貨店とは、法案の成立によつて蒙る利害關係を一にするものではない。

然るに百貨店擁護の立場に於ける法案と、前の小賣店救濟の立場とは、必ずしも相背反するものではない。すべての社會的存在は、一面に於ては相互矛盾の關係にあると共に、他面に於ては相互依存の關係にあり、決して絶對的の矛盾關係または依存關係の如きは存在するものでない。百貨店と小賣店もまた一面では犬猿の間柄にあるが、他面では唇齒の間柄にあつて、百貨店の休日には商店街は閑靜である。之と同じく今日は百貨店法案を繞つて兩者は極度に反目しつゝあるが、併し法案の中には確かに兩者の利害を一にするものが少くない。例へば百貨店の新設または擴張の制限は、前述の如く少くとも既存の百貨店の寧ろ希望する所であるが、同時に小賣店の要望もまた茲にある。その他に出張販賣の禁止・支店分店の新設禁止・過當サーヴィスの廢止・無料配達の制限等も、前述の如く百貨店の利益と一致する所であるが、同時にまた小賣店側の年來要望し來れる所でもある。たゞ極端なる小賣店の立場における百貨店壓迫法は、百貨店の立場と正面衝突を來すと同じく、極端なる百貨店擁護法もまた、小賣店の立場と相容れざるのみならず、

國民消費者の立場に於て許さるべきものではない。

百貨店擁護の立場において立案されたる百貨店法案は、まだ現實に發表されてゐるわけではない。けれども百貨店側がその利害の立場から一定の法案に反對し、または不利なる條項を修正せんとする運動ありとせば、そこには消極的ながらその立場における法案を認めることが出来る。今もし極端なる百貨店擁護法が成立したとすれば、それは謂はゆる大資本擁護のカルテル保護法となり、而かも強制カルテルに導く可能性が強い。極端なる百貨店擁護法は、一方ではますます小賣店への壓迫力を加へて、その窮迫に拍車を加ふると共に、他方では消費大衆を壓迫して國民生活を脅かすこと無きを保し難い。それ故に吾々はこの立場にもまた一應の根據を認むるものはあるが、併しこの立場にのみ捉はれて、専ら百貨店の立場から法案を批判し、または修正を要求する見地に對しては、之をそのままに承認することの出来ないものである。

### 三、消費者保護の立場

百貨店も小賣店も直接に國民消費者に接觸して、彼等の日常生活品を直接に配給するものである。従つていま百貨店法を制定するに當つては、何よりも先づ消費者保護の立場にあつて立案されねばならぬといふのが第三の見地である。この見地は現實の立法運動より見れば、極めて縁遠い感があり、この點では最初の小賣店救済の立場と著しく對照するものである。従つてまた現實

にこの立場より立案されたる法案もないわけである。それは消費者は常に無力であると言ふ一般的理由の外に、特にこの立法運動の進行した時代は、最近の世界恐慌および吾國の解禁恐慌の後に、この恐慌を契機として起つたものであつたから、かゝる不況または恐慌時代は同時に物價下落時代であるために、一般に消費者の立場は後方に押しやられるといふ事情にもよるものである。併し乍らこの立場も全く閑却されてゐるわけではなく、常に消極的なる批判者として、即ち前述の二つの立場に對する最後の批判者として、常に有力に潜在するものであり、またそれを必要とするものである。

消費者の立場より見る時は、極端なる小賣店救済のための百貨店壓迫法は、之を認めることは出来ない。蓋し百貨店はその現代的組織と經營によつて、消費者の購買を有利に便利に果さしむる點に於て、多くの場合に長所を有しうるからである。この長所のために百貨店の繁榮を勝ち得た部分が寧ろ多い場合に、單に小賣店の窮迫する故を以つて、之を壓迫して消費者の便益を犠牲に供することは合理的でない。即ち極端なる百貨店壓迫法は、消費者の立場に於て之を是認することは出来ない。

併し乍ら反對にまた、百貨店の立場における極端なる百貨店擁護法も、消費者の利便を害する點において、前の場合と異なる所はない。ことにそれが大資本の營利のために、獨占的な強制カルテルを形成するが如き場合には、その社會的弊害は前者の比ではない。それ故に小賣店の立場に



於ては勿論、消費者の立場に於ても、極端なる百貨店本位の立法は許さるべきでない。

一般に消費者の立場を重視するものが、百貨店法の制定に反対する傾向にあるのは、右の事情より來るものと言へる。即ち今日最も問題となれる法案は、謂はゆる極端なる小賣店の立場における壓迫法案であるから、之に對して反対するのは消費者の立場に於ては寔に當然である。併し乍ら種々なる法案の中には、或は既存の百貨店の獨占的地位を擁護する結果となるものもあるべく、或は穩健中正なる統制法案たるものもあるから、消費者の立場は常に法案反対の傾向にあるものとは言ひ得ない。

消費者保護の立場を徹底せしむれば、百貨店も小賣店も常に完全なる自由競争の状態にあることを要求する。この要求からすれば、百貨店壓迫法案に反対すると同時に、またその擁護法案にも反対せざるを得ない。然らば如何なる法制をも否定したる現實において、果して消費者の要求するが如き完全なる自由競争が小賣面に成立しうるか、現實は甚だこの状態から遠い。それ故に消費者の見地に於てもまた、必ずしも今日の現實を自然に放任すべしと言ふ根據は成立しない。また假りに自然放任の結果として、完全なる自由競争を小賣面に現出して、消費者利益を十分に確保し得たとしても、その爲めに惹きおこされる社會的弊害が、消費者利益に比してより重大なる場合は、更に包括的な廣い見地において、即ち消費の外に生産および配給をも含めての國民經濟全體の立場から批判されねばならぬ。要するに消費者の見地は一般には最も重視さるべ

きものであり、そこには十分の根據を認めうるけれども、併し單に消費者の利便のみに捉はるゝ見地は、また之をそのまゝに承認することは出来ないわけである。

#### 四、社會的機能の立場

百貨店法に限らず一般にこの種の法律の制定に當つては、それが當該業者に對して如何なる利害または影響を與ふるかにつき、慎重に考慮せねばならぬことは言ふまでもない。けれども唯この考慮のみを以つて法律を立案し、または法案を批判すべきではない。百貨店法は百貨店擁護の立場からのみ立案すべからざると同時に、また法案が百貨店にとり不利なるが故にのみ、反對さるべきではない。一應の考慮は十分に拂はるべきではあるが、併し問題の決定點は寧ろより廣き他の立場になければならぬ。同様にまたこの法案は、他の關係業者例へば小賣店に對して、如何なる利害關係を有すかに就ても、十分に慎重な考慮を加へねばならぬが、併したゞ此の考慮からのみ、問題を決すべきではない、殊に此の法案が國民の消費大衆に如何なる影響を及ぼすべきかに就ては、最も慎重なる考慮を必要とすることと言ふまでもないが、併しまた唯その考慮によつてのみ法案の取捨を決定すべきではない。

かくして吾々はより高くより廣き全體的な立場から問題を検討せねばならぬ。それは即ち全體としての國民經濟の立場に外ならぬ。百貨店法そのものは元來は流通過程または配給機關の一部

に對する政策には相違ないが、併し之を檢討するに當つては、第一に同じ配給段階に併立する小賣店・連鎖店・小賣市場等との關係を考慮せねばならず、第二に他の配給段階または配給組織全體との關係から進んで、第三に生産過程、第四に消費過程にまで及んで、全體としての國民經濟上から問題を檢討せねばならぬ。このことは更めて茲に言ふまでもない程のことではあるが、併し實際には殆んど多くの論者によつて看過され勝ちである。

ところで廣く國民經濟の立場から百貨店法を檢討するとしても、その檢討の結果は、例へば國民經濟の一部に對しては有利なる影響を與ふるに反し、他の部に對しては不利なる影響を與へ、而かもその有利なる影響と不利なる影響とは、その部面を異にしその性質を異にする爲めに、兩者の比較衡量を不可能とする場合が寧ろ多いとすれば、吾々は謂はゆる國民經濟の立場に立つことによりて、たゞ種々なる利害影響を羅列しうるに止まり、何らかの決定的なる結果を得ることは困難となるであらう。従來の多くの政策論または政策批判論が、たゞ謂はゆる長所・短所を羅列するに止まり、何ら決定的な回答を提示し得なかつたのは、恐らく斯かる意味での國民經濟的立場から來る必然の結果ではないかと思はれる。

そこで吾々は之を今一つ具體的な立場に置換へることを考へる。社會的機能の立場これである。これは國民經濟的立場と一致し、その具體的考察に過ぎないと見ることが出来る。何となれば全體としての國民經濟の立場から見るといふことは、即ちその國民經濟を構成する總ての部分

總ての機關、總ての組織をして、その社會的機能を果さしむると言ふことに外ならぬからである。換言せば全體的な一體として見れば國民經濟の立場となり、具體的な構成部分として見れば社會的機能の立場となるに過ぎない。

さて社會的機能の立場または社會機能説に就ては、すでに從來も屢々論及したから、茲に詳論するの必要もないが、要するに理論的には、總てのものゝ社會的存在の根據は、そのものゝ社會的機能にある。社會的機能を發揮する限りは、如何に之を壓迫抑制しても、そのものゝ社會的な存續發展は續けられる。反對に社會的機能を喪失したものは、如何に之を保護し助長しても、結局はそのものゝ社會的存在を許されなくなる。従つて政策的には、何よりも先づそのものゝ社會的機能を發揮せしむるにある。例へば問題の小賣店對策にしても、たゞ徒らに小賣店を救濟するだけでは、決して小賣店の存續發展を確保する所以ではない。その組織を改革しその經營を改善せしめて、小賣店の社會的機能を有効に發揮せしめてこそ、その存續發展は保證せらるゝわけである。

いま百貨店法を檢討するに當つても亦、吾々はこの社會的機能の立場からする。即ち百貨店法の意圖する所は、何よりも百貨店をしてその社會的機能を合理的に發揮せしむるにある。これは一見するところ百貨店の立場における保護法たるかの誤解を生ずるが、實際は却つて逆である。今もし現實の百貨店が、種々の事情のために、その合理的な社會的機能の限界を超えて經營され

1) 拙著、百貨店、連鎖店、小賣店問題  
拙著、配給組織論

つゝありとせば、それはこの立場から必然に抑制されねばならぬからである。

そこで問題は結局するところ小賣配給機能の社會的・合理的分擔といふことに歸着する<sup>2)</sup>。全體としての小賣配給機能は、如何なる小賣機關を以つてしても、單獨に獨占的に之を果すことは不可能である。最近に至つて百貨店の進出は世論の中心問題となつてゐるけれども、それでも全體としては吾國の小賣配給の五割内外を占むるに過ぎない。地域的にも商品的にも顧客的にも、百貨店には尙ほ多くの限界があるからである。従つて他の小賣配給機關との間に合理的な小賣機能の分擔が行はねばならぬ。百貨店法を社會的機能の立場に於て検討することは即ちこの謂に外ならぬ。即ち百貨店・連鎖店・専門店・小賣市場・消費組合・行商等々の總ての小賣配給機關について、商品的・地域的・顧客的に、何れの配給機關が何れの配給機能に最も適合するかを検討して、それらの機關をしてその最も適合せる機能を有効に發揮せしめねばならぬ。この見地より見る時は、今日の百貨店の經營は、必ずしも合理的なるものゝみではない。また百貨店自身も十分にそれを認めながらも、相互の競争その他の關係から、已むを得ず行ひつゝあるものも少くない。こゝに自制協定の成立した根拠があり、また百貨店法の成立する根拠もあるわけである。

## 五、諸法案の内容

百貨店法案は既に昭和七年以降今日まで、各方面から種々の内容をもつて提案せられてゐる。

2) 拙著、百貨店、連鎖店、小賣店問題  
拙著、配給組織論

いま是等の内容を批判するに先だち、各種の法案の發表年次に従つてその主要内容を一瞥するとする。<sup>1)</sup>

### (一) 商工當局案

昭和七年八月商工省案として新聞紙上に發表されたもので、恐らく事務當局の一私案であつたかと想像される。その主要内容は、(1)營業の認可制、(2)支店・賣場の擴張および出張販賣の認可制、(3)商品券供託制、(4)公益命令、(5)營業・財産の報告または検査等であり、その穩健なる内容より見るも、當局案らしき所が多い。

### (二) 國民同盟案

昭和八年二月初めて第六十四議會に提案され、引續き昭和九年、十年、十一年の議會にも提出されたもので、その内容は、(1)營業免許制を採り、(2)百貨店開設諮問委員を設け、(3)支店・賣場・出張販賣その他を認可制として、(4)同業組合に加入せしめ、(5)公益命令を發し、(6)營業・財産の報告・検査をなし得ると言ふに在る。

### (三) 民政黨舊案

昭和九年二月民政黨より『百貨店の小賣制限に関する法律案』として提出せられたもので、(1)資本金額五十萬圓以上、賣場面積二百坪以上にして、衣食住に関する多種類商品の小賣業を以て百貨店となし、(2)百貨店は金額五十錢以下の商品の販賣を爲すことを得ずとする極めて特色ある提

1) 日本百貨店商業組合、諸所より提案せられたる百貨店法案

案であつた。<sup>2)</sup>

#### (四) 商店會聯盟案

昭和十年二月至日本商店會聯盟より提案された百貨店法案は、後に昭和十一年五月の政民合同案として衆議院を通過した法案と、その内容を一にするもので、今日論議の中心となつてゐる法案はこれである。その主要内容は、(1)營業免許制、(2)審議機關を特設し、その構成は地區營業者の代表者・同業組合の代表者・所管公吏を以てする。(3)營業所の變更・店舗賣場の新設擴張は認可制とし、(4)支店・出張所・出張販賣は禁止制とし、(5)廉賣を認可制とし、(6)公益處分を認め、(7)同業組合に強制加入せしめ、(8)夜間營業を禁止し、(9)三日以上の休日制を強制し、(10)營業・財産を報告検査し得ると言ふにある。

#### (五) 政友會舊案<sup>3)</sup>

昭和十年三月政友會より初めて提出されたる法案であつて、その内容は前の商店會聯盟案と殆んど同一である。

#### (六) 民政黨新案<sup>4)</sup>

昭和十年三月民政黨より新たに百貨店法案として提出されたるもので、その内容は前の商店會聯盟案および後の政民合同案と殆んど同一である。

#### (七) 東京實聯案

2) 小林行昌氏、百貨店法案の検討(前掲誌)  
3) 第六十七回帝國議會衆議院議事速記録 P. 438—439  
4) 同上 P. 439—440

昭和十年五月東京實業組合聯合會がその小賣業改善研究委員會に於て決定し提案せる百貨店法案であつて、最も特徴ある内容を有し、(1)新規營業の禁止、(2)支店・出張所の新設擴張の禁止、(3)區域外無料配當・出張販賣・廉價販賣・夜間營業・催物等の禁止、(4)生鮮食料品・燃料の販賣禁止、(5)公益命令、(6)營業・財産の報告・検査等をその主要内容とする。

#### (八) 政民合同案

昭和十一年五月政友會民政黨の合同案として議會に提出せられ、五月二十三日衆議院を通過したが、貴族院に於て審議未了となつた法案であつて、その内容は前掲の商店會聯盟案と殆んど同一のものであるから茲には省略する。

#### (九) 日本商議案

昭和十一年七月日本商工會議所より發表せる『百貨店法案要綱』である。さきに昭和十一年二月日本商工會議所は全国各地の商工會議所に諮問を發して、諸種の百貨店法案に對する意見を徴したるが、その結果に基きて十一項目に互る『法案要綱』を發表することとなつた。その主要内容は(1)營業の許可制、(2)支店・出張所の新設・位置變更・店舗擴張・催物に催する認可制、(3)公開出張販賣の禁止、(4)營業時間の制限、(5)公休日の制定、(6)同業組合への加入、(7)不當廉賣の禁止等である。

#### (一〇) 東京商議案

1) 東京商工會議所、百貨店法の目標及效果、附録百貨店法に關する立案  
2) 東京商工會議所、前掲書



昭和十一年七月東京商工會議所は別に百貨店法案を發表してゐる。その内容は前記の日本商議案と大差なきものではあるが、多少は具體化せられたる部分もある。(1)營業の免許制、(2)支店・出張所の新設・位置變更・店舗擴張・催物の認可制、(3)公開出張販賣の禁止、(4)營業時間を夏期は十時間、冬期は九時間とする。(5)休業日を一ヶ月大都市三日以上その他一日以上とする。(6)同業組合への加入、(7)廉賣禁止、(8)公益命令の發令を百貨店業委員會に附議する等これである。

斯くの如く各種の法案は、その内容および程度に於て種々雜多であるが、併し通覽して規定せんとする事項は何れも大同小異であることが判る。いま主要なる規定事項につき主要なる法案の内容を表示すれば左表の如くなる。

## 六、批判および修正——その一

吾々は先に論ずる國民經濟の立場または社會機能の立場から、百貨店法の制定に賛成するものであるが、併し諸方面より提案せられた種々の法案には、之をそのままに承認すべからざる點が少なからずある。而してこの法案に對して最も強く反對するであらうと想はれてゐる百貨店側も最近では必ずしも絶對的の反對ではなく、之を修正せんとする意見が散見する<sup>1)</sup>。この修正意見もまた、吾々の立場に於ては必ずしも之をそのままに承認し難き點も少なからずある。以下主要なる内容に就て、吾々の立場に於ける批判および修正意見を述べる。

1) 日本百貨店商業組合理事長小林八百吉氏、百貨店法反對聲明書 p. 17—29  
東横百貨店五島慶太氏、百貨店法反對聲明書 p. 14—23

百貨店法の制定

第四十三卷

八三二

第六號

七〇

規定事項	東京貨聯案	商店會聯盟案 (政民合同案)	東京商議案 (日本商議案)	國民同盟案	商工當局案	百貨店商業組合 (營業統制規程)
一、百貨店營業 (新規開業)	禁止	免許 (審議機關)	免許 (許可)	免許 (開設諮問委員會)	認可	
二、店舗 (移張・新張・擴張)	禁止	認可	認可	認可	認可	
三、賣場 (新張・擴張)	生鮮食料品燃 料の販賣禁止	認可	認可	認可	認可	
四、支店 (出張所・代理店) 新設	禁止	禁止	認可	認可	認可	禁止(當分の内)
五、出張販賣 (公販)	禁止	禁止	禁止	認可	認可	禁止(中國・九州 は縣内許可)
六、廉價販賣 (廻政策)	禁止	認可	禁止			禁止(時間・數量 限定)
七、無料配達	禁止(區域外)			認可(擴張)		禁止(擴張)
八、交通便宜				認可		禁止
九、同業組合		加入強制	加入強制 (商業 組合例外)	加入命令		
一〇、夜間營業	禁止	禁止	禁止			
一一、休業日		三日以上	三日以上(六都市) 一日以上(其他)			三日(六都市) 二日以内(其他)
一二、公益命令	規定	規定	規定(百貨店業 委員會)	規定	規定	
一三、検査・報告	規定	規定		規定	規定	
一四、罰則 (最高)	五千圓以下の 罰金	三千圓以下の 罰金	五千圓以下の 罰金	業務禁止	五千圓以下の 罰金	千圓以下の過怠 金

(一) 百貨店の定義

論者の中には百貨店の意義が必ずしも明確ならざるの故を以つて、百貨店法の制定よりも寧ろ一般的な小賣商業法の制定を選ぶべしとする者もある。なるほど學問的には百貨店の定義は可能でも、之を現實に適用するには、必ずしも明確ならざる境界を生ずることはあり得る。併し乍ら法の適用範圍を決定する程度の定義は敢て困難なる問題ではなく、現に百貨店商業組合も之を決定し、また最近の税制改革案も之を前提してゐる。若しも百貨店の法的限定が全く不可能ならば一般的の小賣商業法を制定した所で、その法文中の内部規定は困難となるであらう。

いま前掲の諸法案に就て主要なる百貨店の定義を表示せば次の如くである。

百貨店の定義	東京實聯案 一、同一營業所に於て 二、命令の定むる賣場面積 三、同使用人 四、衣食住に關する多種類商品の小賣業	商店會聯盟案 (政民合同案) 一、衣食住に關する多種類商品の小賣業	東京商議案 (日本商議案) 一、同一營業所に於て 二、命令の定むる營業地面積 三、衣食住に關する多種類商品の小賣業	國民同盟案 一、命令の定むる賣場面積 二、同從業者 三、衣食住に關する多種類商品の小賣業	商工當局案 一、同一營業所に於て 二、命令の定むる賣場面積 三、同使用人 四、衣食住に關する多種類商品の小賣業	百貨店商業組合 (統制規程) 營業所延坪數一千坪以上(六大都市) 五百坪以上(其他の地)
--------	---	---	---	---	---	---

之によつて明らかなる如く、諸法案における百貨店の定義は必ずしも一致しないが、併しその

歸一する所は自ら明らかである。たゞ問題は、(1)賣場面積によるか營業所面積によるか、(2)それと共に使用人數をも規定するか否か、(3)命令に委任されたる面積及び人數を如何に規定するかにある。吾々は賣場面積よりも營業所面積を採り、使用人數の規定を必要とせず、命令規定の面積を六大都市は一千坪以上、その他は五百坪以上とすべきでないかと思ふ。その理由は紙面の都合により省略する。

## (二)營業免許制

百貨店營業を從來の如く自由營業とせず、許可制・免許制・認可制の何れかにせねばならぬことは前掲諸法案の一致する所であり、百貨店側も認むる所である<sup>1)</sup>。東京商議案の如く禁止制を採ることは固より極端であつて賛成できない。法理上は許可か免許か認可か議論の存する所であらうが、法案は百貨店營業の一般的禁止を前提とするものでもなく、一般的自由の前提を制限せんとするものであるから、吾々は免許制を適當と考へる。

一般には百貨店の免許制をもつて實質的には寧ろ禁止制に近くなるものかの如く考へ易いが、吾々は實質的にも免許制でなければならず、時に必要ある場合には寧ろ獎勵して然るべき場合もあり得ると思ふ。少くともその時その所の客觀的根據に基いて、新規開業の必要性如何を判斷し之によつて申請に對する免許の如何を決定せねばならぬ。その爲めには免許制に隨伴する審議機關につき慎重に考慮する必要があると思はれる。

1) 小林八百吉氏、百貨店法反對聲明書 p. 18

審議機關に關する提案は、前掲諸法案のうち國民同盟案と小賣店聯盟案とに出てゐる。前者は『主務大臣百貨店營業免許ノ申請ヲ受クル時ハ當事者ノ請求ノ有無ニ拘ラス百貨店開設諮問委員會ヲ開設シ其ノ答申ヲ求ムルコトヲ得、百貨店開設諮問委員會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム』とあり、後者は『百貨店ノ免許ニ當リテハ主務大臣ハ特定ノ審議機關ノ審議ノ結果ヲ參酌スルコトヲ得、特定ノ審議機關ノ構成ハ地區營業者ノ代表者、同業組合ノ代表者、所管公吏ヨリ成ル』となつてゐる<sup>1)</sup>。前者の諮問委員會の構成は命令事項となつて明らかでないが、後者の審議機關の構成は、吾々の立場からは賛成し難い。この種の諮問機關には直接の利害關係者を關與せしむべきでないと言ふ筆者年來の主張は、茲にも適用されるべきであつて、この場合には百貨店側を關與せしめざると同時に、小賣店側またはその利益代表機關をも包含せしめず、純然たる第三者の地位にある者を以つて構成せしめねばならぬ。實情を調査する必要がある場合には、利害關係者を出頭せしめて事情を聴取する必要はあるかも知れぬが、裁定または議決に利害關係者を參加せしむべきではない。何となれば此の場合には百貨店または小賣店は直接の利害關係者として、言はゞ被告の地位にあるからである。

### (三) 營業擴張の免許制

一たん營業免許を受けたる百貨店が、何らかの形において營業擴張をなさんとする場合、即ち店舗・賣場の新設・擴張・移轉をなし、または新たに支店・出張所その他の營業所を設けんとする場

1) 日本百貨店商業組合、諸所より提案せられたる百貨店法案

合には之を如何にすべきか、前掲の東京實聯案は是等すべての場合の營業擴張を全く禁止せんとし、百貨店商業組合の現行規程ではたゞ支店の新設のみを禁止し、その他の諸案では營業免許制に對して營業擴張は認可制を採らんとするものが多い。併し乍ら店舗の新設・擴張は實質上は新營業の創設と同じ意味を有し、殊に支店の新設の如きはその土地より見れば新規開業に等しいのであるから、營業免許制を認むる以上は、之をも免許制とせねば不合理である。但し賣場は季節により時により伸縮し得るものであるから、之は賣場以外の部分をも含めた營業所とせねばならぬ。即ち百貨店がその營業所を新設・擴張し、または支店・出張所等を新設せんとする場合は、之を免許制とすべきでないかと思はれる。その理由は前述の營業免許制の場合と同様である。免許制の結果は、客觀的根據の如何により、或る時・或る所には許されず、他の時・他の所には許さるゝことゝならねばならぬ。審議機關の必要ならびに其の構成に就ても前述の場合に準じて考慮せねばならぬ。

## 七、批判および修正——その二

百貨店商業の開設ならびに擴張に對する統制規定は、大體以上に論ずる所を以つて足りる事と考へるが、次に問題となるは、百貨店の營業そのものに對する統制規定である。之にもまた種々の問題がある。

## (一) 出張販賣の禁止

出張販賣は現に百貨店商業組合に於ても、中國・九州地方の縣内出張を除いては、禁止されつゝある所である。前掲の諸法案でも、國民同盟案と商工當局案では認可制となつてゐるが、その他の諸案は總て禁止制を採つてゐる。之は恐らく禁止制を然るべしと考へる。百貨店側の利害關係より見るも禁止を歓迎すべしと思はるゝ理由はある。それにも拘らず數年前まで之が全國的に盛行したのは、主として百貨店相互間の競争の結果であつた。この點に注意すべき一般的問題が横たはるわけで、一定の配給機關の社會機能より見て不合理な配給をなしては、たゞに他の小賣機關を侵害するのみならず、それ自身もまた決して有利な結果は得られず、結局に於て共倒れとなる。それにも拘らず相互の競争上これを續けねばならぬと言ふが如き事例は、他にもまだ存在する筈である。經濟統制法としての百貨店法の目標は、實にこの點の矯正にあるものと言へる。

たゞ出張販賣の禁止に關聯して問題となるは、謂はゆる外賣を如何にすべきかにある。公開的の出張販賣は禁止するとしても、得意廻りまたは行商の形に於て行はるゝ外賣をも禁止すべきか否か、理論的にはこの種の不合理なる配給形態を改善する意味に於て、取締の方法さへつけば之を禁止して差支ないかと思はれる。たゞこの場合にも例へば結婚調度品の注文を受けて選擇品を持參するが如きは差支ない。行商の形態において個々の得意先を轉々と外賣して廻るが如きは、近代的大規模經營の百貨店としては寧ろ避くべきものと思はれる。

## (二) 廉價販賣の禁止

廉價販賣または不當廉賣とは、經濟的には生産費または仕入價格以下の價格をもつてする販賣である。かくの如き損失販賣は、營利企業と兩立しうる筈はないから、一般的な販賣方法として之が採用されざることは言ふまでもないが、併し特殊的な販賣方法として、即ち一定の時間と一定の數量とを限りて、謂はゆる囤政策として廉價販賣を行ふことは、多くの百貨店の常套手段であつた。固より囤政策の總てが損失販賣とは限らず、例へば仕入先の間屋または生産者より仕入價格そのものを特別に低下せしめて廉價販賣をなすことも多いが、併しこの場合でも普通の仕入價格よりみれば、それ以下の販賣であると言はねばならぬ。また普通の小賣店にあつては謂はゆる合理的の廉價販賣すなはち棚晒し品の投賣りを必要とすることもあるが、百貨店ではその仕入方法の關係から、かゝる必要は殆んど少いから、結局百貨店の行ふ廉價販賣は不合理な販賣方法であると言ふこととなる。また現に百貨店商業組合でも、この種の廉價販賣は之を行はざることには申合せてゐる。それ故に百貨店法に於ても當然に之を禁止すべきものと考へる。たゞこの禁止は商品の數量と販賣の時間とを限りて行ふ囤政策にのみ適用さるべきであつて、普通の一般的割引例へば記念賣出しの如きまで禁止を加ふべき理由はなからうと考へる。

## (三) 販賣商品の制限

百貨店の販賣する商品の上に、何等かの制限を加へんとする案は、從來二つの形に於て現はれ



てゐる。(1)は少額商品の販賣を禁止せんとするもので、前掲昭和九年二月民政黨より提案せられたる『百貨店の小賣制限に關する法律案』では、『百貨店は金額五十錢以下の商品の販賣を爲すことを得ず』といふのがあつた。(2)は特定種類の商品に限り、百貨店の販賣を禁止せんとする案であつて、前掲昭和十年五月の東京實聯案では、生鮮食料品及び燃料の販賣を禁止せんとする一項がある。前者の少額商品禁止案は恐らく小賣店救濟策として考へられたるものであらうが、徒らに消費者の不便を増し、均一連鎖店を勃興せしむるに過ぎないと思はれるから、百貨店法案の中には規定さるべきではないと思ふ。現に民政黨の新案には、かゝる條項を含まないこととなつてゐる。然るに後者の特定商品禁止案は之に比すれば合理的の根據を有する。何となれば生魚、蔬菜の如き生鮮食料品および米・味噌・醬油・薪炭の如き日常生活品の如きは、百貨店固有の販賣商品ではなく、他の小賣配給機關例へば小賣店・小賣市場・行商・消費組合等によつて、より合理的な配給が行はれうるからである。従つてまた是等の商品は、百貨店に於ても他店との競争上から取扱つてはゐるものゝ決して有利な商品ではなく、従つて百貨店經營上よりはさしたる重要性を有するものではない。例へば生鮮食料品を賣らざる場合の影響につき調査する所によれば、賣上高減少率五%未満のものが大多數である。吾々は社會全體の配給組織を合理化せしめ、それらの配給機關をしてその最も適當せる社會的機能を合理的に發揮せしむるといふ立場より、生鮮食料品および日常生活品(米・味噌・醬油・薪炭)の百貨店販賣を制限する案につき考慮する必要がある。

1) 日本百貨店商業組合の調査に據る。

と思ふものである。

#### (四) 過當奉仕の禁止

無料配達區域を無制限に擴張し、交通便宜を無償に提供するが如き過當奉仕は、百貨店側にとつても負擔であり、小賣店への打撃を強化し、消費者には便宜の様でも結局は轉嫁せられ、また社會全體の配給を合理化する所以でもないから、是等は寧ろ禁止を然るべしとする。

#### (五) 營業時間・休業制・休日制

百貨店の如き資本主義的大規模大經營に對しては、近世的の勞働保護政策を適用して差支なきものであるから、營業時間を一日十時間に制限し、閉店休業を一ヶ月三回(地方は當分一回以上)とし、店員休日一ヶ月三回以上とすべきことは當然と考へられる。けれども是等は百貨店法に據るよりも、寧ろ商店法によつて規定さるべき性質のものであり、商店法が急速に制定されないならば、當分は百貨店法にて規定して差支ないものと考へる。

#### (六) 同業組合・公益命令・報告検査等

百貨店商業組合に加入する場合には、同業組合への加入を強制する必要はない。その他の場合には同業組合に加入するを合理的とする。單に百貨店の不便の故を以つて之を免責する根據はない。たゞし同業組合の價格統制は一種の小賣カルテル價格を成立せしむるから、一般的には許さるべきものではないと思ふ。

百貨店の營業方法が公益に反し又は關係業者の公正なる利益を害するときは、必要なる命令（公益命令）を發し得る規定を要することは言ふまでもない。また必要と認むる時は、百貨店の營業状態および財産状態の報告をなさしめ、又は是等を検査し得ることも、當然に必要とせらるゝ規定であり、且つ以上の規定を遵奉せしむるために必要なる罰則の規定を要することも勿論であるが、是等につき詳論することは茲では省略する。

## 八、結論——要綱試案

百貨店法の立案または法案に對する批判をなすに當り、吾々の採るべき立場は、小賣店救済のために百貨店を壓迫せんとするものでもなく、百貨店擁護のめだに大資本の獨占的營利を保證せんとするものでもなく、また消費者利益の爲に全體としての國民經濟を犠牲に供せんとするものでもない。吾々が百貨店法の制定を必要とする所以は、國民生活全體の福祉のために、一體としての國民經濟を構成する總ての機關をして、その各々の有する社會的機能合理的に發揮せしめんとするに外ならない。即ち百貨店法は百貨店壓迫法でもなく百貨店擁護法でもなく、之を合理的に統制せんとする經濟統制法的一種である。今日の段階では消費者利益のためにも、最早自然放任の自由競争は許され得ない。況んや全體としての國民經濟と國民生活の向上の爲めには、何らかの形に於ける統制經濟を必要とするに至つてゐる。放任經濟から統制經濟へといふ此の一般

的傾向の線に沿つて、百貨店法もまた時代の要求に従つて生れ出でんとするものではないかと思ふ。

この見地において吾々は諸法案の内容を検討し、その批判および修正を試みたわけである。いま論述し來れる所に従つて、主要な諸點に關する法案要綱とも言ふべきものを試みに示せば次の如くなる。

(一)百貨店の定義、同一營業所に於て命令の定むる營業所面積を有し、衣食住に關する多種類商品の小賣を營むものを百貨店業者とする。(六大都市に於ては一千坪以上、その他に於ては五百坪以上)

(二)營業免許、百貨店業を營まんとする者は、主務大臣の免許を受くることを要する。

(三)審議機關、百貨店業の免許申請に對しては、命令の定むる審議機關の議を経て裁決するものとする。(審議機關には利害關係者を參加せしめず、公正なる第三者を以つて構成する。)

(四)營業擴張、店舗・營業所・支店・出張所等の新設・擴張に對しても免許を要するものとする。審議機關の議を要すること前項に同じ。

(五)出張販賣、公開の出張販賣および行商形態の外賣を禁止する。顧客の注文により選擇品を外賣するはこの限りにあらず。

(六)廉價販賣、時間と數量とを限る廉賣は禁止する。但し一般的に行ふ割引販賣は、この限りに

あらず。

(七)特殊商品、生魚・蔬菜等の生鮮食料品および米・味噌・醤油・薪炭の如き日常生活品の販賣を禁止する。但し特殊商品の種類は命令をもつて規定する。

(八)過當奉仕、無料配達區域の擴張・無料交通便利の提供を禁止する。

(九)營業時間、休業制・休日制は商店法の成立なき場合には百貨店法に規定する。十時間營業・三日以上の休業休日制を原則とする。

(一〇)同業組合への加入は、百貨店商業組合に加入せざる場合に限り命令し得る。但しこの場合は同業組合の價格協定を禁止する。

(一一)公益命令および報告検査を規定し、且つ適當なる罰則規定を必要とする。(一一・一一・二〇)